マグネシア（未消和のもの）	MAGNESIA (UNSLAKED)	一　個品危険物並びにばら積みして運送される固体化学物質及び固体の危険物と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES	一　可燃性物質類（等級4.2）として隔離すること。 二　食品及び腐食性物質（酸性のもの）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 六　積載場所への立入りは、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中は積載場所を通風しないこと。 十一　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 十二　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十三　積載場所の空気中の酸素及び貨物から発生すると考えられる毒性ガスの濃度並びにこれらのガスが複合したガスの濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十四　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できるものであること。
ピートモス	PEAT MOSS	一　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 二　船積み前に、貨物を覆いのある場所で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　積載場所への立入りは、当該場所の空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。
石油コークス（か焼又は生のもの）	PETROLEUM COKE (calcined or uncalcined)	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　火薬類（等級1.1及び1.5）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 三　前号以外の危険物（個品危険物及び固体ばら積み物質）と一船倉又は一区画以上離して積載すること。 四　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 五　燃料油その他の引火点93℃未満の物質が入っているタンクの上の船倉に温度が55℃以上の貨物を船積みする場合は、温度が44℃以下の貨物を当該船倉下部に床面から高さ0.6m以上積載すること。 六　前号の場合であって、貨物の厚さが1.0ｍを超える場合、温度が44℃以下の貨物を船倉下部に床面から高さ0.6m以上1.0m以下となるよう積載すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　温度が107℃を超える貨物を積載しないこと。 九　積載場所及び当該場所に隣接する区画では、貨物が高温である旨の表示を目立つ場所に掲示すること。